

令和6年度 都筑区区民活動補助事業案内

この募集案内をよくお読みいただき、チェックシートを利用して団体・事業等が該当するか確認のうえ、申請してください。

1 趣旨

団体が地域の課題解決を目的として行なう公益性の高い事業に補助します。なお、団体のステップアップを目的としているため、団体として初めて取り組む事業や、これまでの取組を拡大する事業が対象となります。

2 補助額

事業費のうち、当該事業予算の範囲内で、

1. 申請2回目 1団体あたり年額 8万円を上限 補助対象となる経費の4分の3の範囲内
2. 申請3回目 1団体あたり年額 10万円を上限 補助対象となる経費の2分の1の範囲内

※ 都筑区区民活動補助金の交付を受けたことが無い団体は申請できません。また、同一団体が受けることのできる補助回数は3回までです。

3 申請できる団体

原則、次のすべての要件に該当する団体

- 規約、会則等の定めがあること
- 原則として4人以上の構成員を有し、その4分の3以上が都筑区民(在学、在勤を含む)により構成されていること
- 団体への参加について原則、制限を設けていないこと
- 横浜市、横浜市の外郭団体並びに都筑区から本年度の申請事業について助成、委託を受け若しくは受ける予定がないこと
- 政治、宗教、営利を目的とした団体は対象としない。
- 都筑区民活動補助金の交付を受けたことがあり、かつ、交付回数が2回以下であること

4 対象となる事業

団体が行う公益性の高い事業で、かつ、団体として初めて取り組む事業や従来の取組を拡大する事業が対象です(1団体1事業まで)。過去に実施したことのある事業や、実施内容を少し変更した程度の事業など、都筑区民活動補助金の主旨に沿わない事業は対象外となります。

裏面あり

5 手続きの流れ

申請書類の提出

5月17日（金） 都筑区民活動センター宛提出（郵送の場合は必着）



<審査会>申請団体のプレゼンテーションによる審査

6月17日（月）14時～@都筑区役所



審査結果の通知（7月予定）



<交付が決定した場合>請求書の提出・交付（7月～）



活動確認（事業実施期間内）



<事業終了後>報告書類を提出（終了後1か月以内）



合同成果発表会で活動報告

3月13日（木）14時～@都筑区役所

(1) 提出していただく書類

チェックシートを利用して確認してください。

(2) 申請期限 窓口、メール、郵送のいずれかで、令和6年5月17日（金）17時必着

(3) 申請先

都筑区民活動センター（都筑区役所1階）受付時間9:00～17:00

※毎月第3月曜日、日曜および祝日は休館となっておりますのでご注意ください。

提出いただいた内容について職員がヒアリングする場合があります。

(4) 補助事業、補助金額の決定

補助を行なうかどうか、補助額をいくりにするかは、審査会の結果により決定します。

交付団体数や審査会結果により、補助額が減額または不交付となる場合があります。

(5) 審査結果の通知

申請団体には、交付決定通知書または不交付決定通知書を送付します。

事業実施に当たっては、交付条件をご確認ください。

(6) 補助金の請求手続き

交付決定通知書を受けた団体は、補助金請求書により請求してください。

(7) 活動報告発表会

補助金の交付を受けた団体は、当該事業の活動について発表をしていただきます。

(8) 事業終了後に提出する書類

事業終了後、1ヶ月以内に活動報告書を提出してください。

補助対象経費に対し、事業費が下回った場合は一部返還いただく場合があります。

なお、虚偽の報告があった場合は、補助金を全額返還していただきます。

<問い合わせ・申込み>

都筑区民活動センター（都筑区役所1階）

〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1

電話：948-2237 メール：tz-katsudo@city.yokohama.jp